

仕 様 書

第 1 章 一般事項

第 1 条 本工事に当たっては、設計図書、及び、長野県土木部監修「土木工事共通仕様書」、「長野県土木工事特記仕様書」、「長野県土木工事技術指針」に基づき実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第 2 条 本工事は、東御市 原口栗林線の車道舗装修繕工事により、安全・安心・快適な交通を確保する道路整備を目的としている。

延長は①N0.0を起点とし東へN0.2+18.5までの延長58.5m（面積435㎡）、②N0.0を起点とし南へN0.0+13.6までの延長13.6m（面積89㎡）、③N0.0を起点とし東へN0.1+2までの延長22m（面積133㎡）の車道部舗装打ち換えを実施するものである。

本工事区間は、基本的に全面通行止めにて作業を行う。歩行者・自転車については、関係機関への連絡調整後、安全通行の確保を図る。又、昼夜問わず未然の事故防止に努めること。

交通規制は原則午前9：00～午後5：00までとする。時間帯については、道路管理者及び、その他関係機関と調整のうえ変更できるものとし、作業時間帯の変更に伴う諸手続等は、請負者の責任において処理するものとし、併せて設計変更の対象とする。

なお、本工事にあたって、交通状態等について各関係機関と十分に協議し安全対策・工程並びに地元調整等においても打合せを行い、苦情等のないよう配慮すると共に予告看板等による通行者への事前周知を怠らないこと。

第 2 章 材 料

第 3 条 設計図書、仕様書に基づき、試験成績表を添付し監督員の承認を得なければならない。

第 3 章 土 工

（産業廃棄物処理）

第 4 条 当現場より発生した産業破棄物については、適正に廃棄することとし、運搬方法等については、施工計画書に明記し監督員の承認を得ることとする。

（運搬距離片道L=6.2km）その他、予期せぬ産業廃棄物が発生した場合は、監督員と協議を行い、原則として請負者の責任において、関係法令を遵守し適正に処分しなければならない。

第 4 章 舗 装 工

（作業計画）

第 5 条 請負業者は、実施工程表（週間工程表）、施工計画書に基づき、日々の施工場所、数量等は前日までに監督員に報告し、承諾を得なければならない。

(施工方法)

- 第6条 (1) 作業工程は、夜間開放ができるよう計画すること。
- (2) 舗装の段差は、アスファルト混合物で横断方向50cm以上、縦断方向20cm以上の摺り付けを行うこと。また、摺り付け箇所には「段差有り」の標識を設置すること。
- (3) 打ち換え箇所取壊しは、機械施工の適合しない箇所については、監督員の確認を得てから次の工程に進むこと。
- (4) 工事に先立ち、起工測量による展開図・横断図等を作成し、監督員の承諾を得てから施工すること。

第7条 舗装構成、材料については、設計図書添付の標準図の通りとする。

第8条 当初設計時に想定されていない既設構造物等が発生し、本工事に支障をきたす場合は、その都度、監督員及び関係者と協議し対応すること。

第5章 その他

第9条 本工事の施工に際し、施工者の都合により民地の借地等を行なう場合は、請負者の責任において一切の諸手続きを行なうものとする。

(安全管理)

第10条 本工事施工中は、道路管理者の指示は基より、必要に応じ、適切に交通整理員及び、誘導員等を配置し、円滑な交通の確保と、第三者の安全の確保に努めなければならない。なお、本工事（当初設計時）において必要な交通整理員は、昼間40人を見込んでいる。

第11条 本工事施工にあたり、各関係機関（埋設物等）と事前協議による現地調査・工程・安全管理を十分行い、トラブルの起こらぬように努めること。

(その他関係法令等)

第12条 請負者は当該仕様書に定めるものの他、諸関係法令を遵守し、安全及び確実に工事を遂行しなければならない。

第13条 この仕様書にない事項及び工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必用に応じて監督員と協議するものとする。